

新潟大学大学院学則（案）

平成16年4月1日
大学院学則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
 - 第2章 大学院の組織等（第4条 - 第8条）
 - 第3章 教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長（第9条 - 第13条）
 - 第4章 学年，学期及び休業日（第14条）
 - 第5章 標準修業年限及び在学年限（第15条・第16条）
 - 第6章 入学資格，入学の時期及び入学者の選抜等（第17条 - 第21条）
 - 第7章 教育課程（第22条 - 第31条）
 - 第8章 修了の要件及び学位の授与（第32条 - 第38条）
 - 第9章 再入学，移籍，転入学，進学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍（第39条 - 第44条）
 - 第10章 表彰及び懲戒（第45条）
 - 第11章 検定料，入学料及び授業料（第46条）
 - 第12章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生（第47条・第48条）
 - 第13章 補則（第49条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この大学院学則は，新潟大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第9条第2項の規定に基づき，新潟大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（本大学院の目的）

第2条 本大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは，専門職大学院とする。

3 本大学院に置く課程は，修士課程，博士課程及び専門職学位課程とし，その目的は次のとおりとする。

- (1) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
 - (2) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
 - (3) 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 4 本大学院の研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(点検及び評価)

第3条 本大学院における点検及び評価については、学則第2条に定めるところによる。

- 2 前項の規定によるほか、専門職大学院にあっては、その設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本大学院の教育研究等の状況の公表については、学則第3条に定めるところによる。

第2章 大学院の組織等

(研究科)

第5条 本大学院に置く研究科は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	課 程
教育学研究科	修 士 課 程
現代社会文化研究科	博 士 課 程
自然科学研究科	博 士 課 程
保健学研究科	博 士 課 程
医歯学総合研究科	修 士 課 程
	博 士 課 程
技術経営研究科	専門職学位課程
実務法学研究科	専門職学位課程

- 2 現代社会文化研究科、自然科学研究科及び保健学研究科は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程とし、並びに医歯学総合研究科は、博士前期課程及び博士後期課程に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程(以下

「医学・歯学の博士課程」という。)とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 技術経営研究科は、専ら夜間において教育を行う専門職学位課程とする。

4 実務法学研究科は、専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院の課程とする。

(研究科の専攻及びその収容定員等)

第6条 本大学院の研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	学校教育専攻	20	10				
	教育実践開発コース	10	10				
	教科教育専攻	64	32				
	計	94	52				
現代社会文化研究科	現代文化論専攻	30	15				
	共生社会論専攻	40	20				
	社会文化論専攻	30	15				
	現代マネジメント専攻	20	10				
	人間形成文化論専攻			12	4		
	地域社会形成論専攻			24	8		
	国際社会形成論専攻			24	8		
計	120	60	60	20			
自然科学研究科	自然構造科学専攻	126	63	51	17		
	材料生産システム専攻	268	134	57	19		
	生命・食料科学専攻	146	73	51	17		
	環境共生科学専攻	156	78	45	15		
	数理・情報電子工学専攻	216	108				
	人間支援科学専攻	62	31				

	情報理工学専攻			63	21		
	計	974	487	267	89		
保健学 研究科	保健学専攻	40	20	18	6		
医歯学総 合研究科	医科学専攻	40	20				
	口腔生命福祉学専攻	12	6	9	3		
	分子細胞医学専攻			88	22		
	生体機能調節医学専攻			148	37		
	地域疾病制御医学専攻			56	14		
	口腔生命科学専攻			112	28		
	計	52	26	413	104		
技術経営 研究科	技術経営専攻					40	20
実務法学 研究科	実務法学専攻					180	60
合 計		1,280	645	758	219	220	80
備考 教育学研究科学校教育専攻の「教育実践開発センター」とは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うコースをいう。							

(講座)

第7条 本大学院の研究科に置く講座に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科附属の教育研究施設)

第8条 医歯学総合研究科及び実務法学研究科に、研究科附属の教育研究施設として、それぞれ次の施設を置く。

医歯学総合研究科 腎研究施設

実務法学研究科 地域法実務センター

第3章 教育研究評議会、教授会、研究科委員会及び組織の長

(教育研究評議会)

第9条 本大学院の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会及び研究科委員会)

第10条 本大学院の研究科に、その研究科に関する重要事項を審議するため、それぞれ教授会(学部を基礎とする研究科にあっては、教授会に代えて研究科委員

会)を置く。

(研究科長)

第11条 本大学院の研究科に、それぞれ研究科長を置く。

2 本大学院の研究科(学部を基礎とする研究科を除く。)に、研究科長を補佐するため、それぞれ副研究科長を置く。

(研究科附属の教育研究施設の長)

第12条 研究科附属の教育研究施設に、それぞれ長を置く。

(組織の長の任命等)

第13条 前2条の組織の長等の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則で定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第14条 本大学院の研究科の学年、学期及び休業日については、学則第36条から第38条までの規定に定めるところによる。

第5章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第15条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻教育実践開発コースの標準修業年限は、1年とする。

3 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程は2年及び博士後期課程は3年とする。ただし、医学・歯学の博士課程は、4年とする。

4 専門職学位課程の標準修業年限は、次のとおりとする。

(1) 技術経営研究科においては、2年とする。

(2) 実務法学研究科においては、3年とする。

(在学年限)

第16条 学生が本大学院の研究科に在学することができる年限は、前条各項に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

第6章 入学資格、入学の時期及び入学者の選抜等

(入学資格)

第17条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学の卒業生

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に本大学院の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、本大学院の研究科に入学することができる。

第18条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (6) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の

学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの

- (7) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第19条 医学・歯学の博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）

- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者

- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後に本大学院の医歯学総合研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の医歯学総合研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、本大学院の医学・歯学の博士課程に入学することができる。

（入学の時期）

第20条 本大学院の研究科の入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2学期の始めに入学させることができる。

(入学者の選抜)

第21条 本大学院の研究科に入学を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

2 前項の入学者の選抜における合格者の認定は、その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

3 実務法学研究科の入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価し、研究科が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるものとする。

第7章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第22条 研究科(技術経営研究科及び実務法学研究科を除く。)は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下(「研究指導」という。))の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 技術経営研究科及び実務法学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第22条の2 研究科(技術経営研究科及び実務法学研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 技術経営研究科及び実務法学研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。

3 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第23条 研究科(技術経営研究科及び実務法学研究科を除く。)は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 技術経営研究科及び実務法学研究科は、授業の内容及び方法の改善を図るため

の組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目 , 単位数 , 履修方法等)

第 2 4 条 授業科目及びその単位数並びに履修方法等並びに研究指導の方法等は , 研究科が定める。

- 2 授業科目の単位の計算方法については , 学則第49条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。この場合において , 同条第 2 項中「卒業論文 , 卒業研究 , 卒業制作等」とあるのは「学位論文 , 特定の課題についての研究の成果等」と , 同条第 3 項中「全学教育機構」とあるのは「各研究科」と , それぞれ読み替えるものとする。
(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第 2 4 条の 2 削除

(成績評価基準等の明示等)

第 2 4 条の 3 研究科 (技術経営研究科及び実務法学研究科を除く。) は , 学生に対して , 授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 技術経営研究科及び実務法学研究科は , 学生に対して , 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 研究科 (技術経営研究科及び実務法学研究科を除く。) は , 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては , 客観性及び厳格性を確保するため , 学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに , 当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 4 技術経営研究科及び実務法学研究科は , 学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては , 客観性及び厳格性を確保するため , 学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに , 当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目の履修の認定)

第 2 5 条 授業科目の履修の認定は , 試験又は研究報告等により行う。

- 2 授業科目の評価は , 100 点満点をもって評価し , 60 点以上の成績を得た学生を合格 , 59 点以下の成績を得た学生を不合格とする。
- 3 前項の成績の評語は , 80 点以上の成績を「 A 」 , 79 点から 70 点までの成績を「 B 」 , 69 点から 60 点までの成績を「 C 」及び 59 点以下の成績を「 D 」とする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず , 授業科目の成績において点数をもって評価できない場合は , 「認定」又は「合格」の評語をもって評価することができる。
- 5 合格した授業科目については , 所定の単位を与える。

(教育方法の特例)

第 2 6 条 本大学院において大学院設置基準 (昭和 49 年文部省令第 28 号) 第 14 条の規定に基づき , 入学定員の一部について , 夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う研究科及び専攻は ,

次に掲げるとおりとする。

教育学研究科	学校教育専攻 教科教育専攻
現代社会文化 研究科	現代文化論専攻 共生社会論専攻 社会文化論専攻 現代マネジメント専攻 人間形成文化論専攻 地域社会形成論専攻 国際社会形成論専攻
自然科学研究科	自然構造科学専攻 材料生産システム専攻 生命・食料科学専攻 環境共生科学専攻 数理・情報電子工学専攻 人間支援科学専攻 情報理工学専攻
保健学研究科	保健学専攻
医歯学総合研究科	医科学専攻 口腔生命福祉学専攻 分子細胞医学専攻 生体機能調節医学専攻 地域疾病制御医学専攻 口腔生命科学専攻

(他の研究科の授業科目の履修)

第27条 教育上有益と認められるときは、各研究科は、学生が本大学院の他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の本大学院の他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定に基づき学生が修得した本大学院の他の研究科の授業科目の単位については、8単位を超えない範囲で、その研究科で修得したものとみなすことができる。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第28条 教育上有益と認められるときは、各研究科は、学生がその研究科が協議をした他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他の大学の大学院の授業科目を履修しようとするときは、あら

かじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、10単位を超えない範囲で、本大学院の研究科で修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定にかかわらず、技術経営研究科及び実務法学研究科にあつては、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 技術経営研究科にあつては、第1項及び第2項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を越えない範囲で、研究科で修得したものとみなすことができる。

(2) 実務法学研究科にあつては、第1項及び第2項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、30単位を超えない範囲で、研究科で修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあつては、その超える部分の単位に限り30単位を超えてみなすことができる。

5 前4項の規定は、学生が、次に掲げる場合について準用する。

(1) 外国の大学院に留学する場合

(2) 外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合

(3) 外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合

(他大学の大学院等における研究指導等)

第29条 教育上有益と認められるときは、各研究科(技術経営研究科及び実務法学研究科を除く。)は、学生がその研究科が協議をした他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 学生は、前項の他大学院等において、研究指導を受けようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。

3 第1項の場合において、修士課程及び博士前期課程の学生については、他大学院等で受ける研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

4 前3項の規定に基づき学生が他大学院等で受けた研究指導は、本大学院の研究科で受けた研究指導の一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、各研究科は、学生が本大学院に入学する前に他の大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得し

た単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、技術経営研究科及び実務法学研究科にあつては、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 技術経営研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、第27条第3項並びに第28条第4項第1号及び第5項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(2) 実務法学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、第27条第3項並びに第28条第4項第2号及び第5項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第28条第4項第2号ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第31条 各研究科は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第8章 修了の要件及び学位の授与

（修了の要件）

第32条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、その研究科に2年（教育学研究科学校教育専攻教育実践開発コースにあつては、1年）以上在学し、その研究科が定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、その研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、その研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、その研究科に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、その研究科が定める授業科目について12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者で、

次の表の第1欄に該当する者については、同表の第2欄に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

第 1 欄	第 2 欄
大学院設置基準第16条第1項本文の規定により修士課程を修了した者、又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、本大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者	1年（標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上
大学院設置基準第16条第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として修士課程を修了した者	その修士課程の在学期間を含めて3年以上

3 医学・歯学の博士課程（以下この項において「研究科」という。）の修了の要件は、研究科に4年以上在学し、研究科が定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 専門職学位課程の修了の要件は、研究科に2年以上在学し、研究科が定める単位数以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

5 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の修了の要件は、実務法学研究科に3年以上在学し、研究科が定める単位数以上を修得することとする。

（専門職学位課程における在学期間の短縮）

第33条 技術経営研究科及び実務法学研究科は、第30条第1項の規定により当該研究科に入学する前に修得した単位（第17条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を当該研究科において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して技術経営研究科にあつては標準修業年限の2分の1、実務法学研究科にあつては1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

（実務法学研究科における法学既修者の取扱い）

第34条 実務法学研究科は、研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第32条第5項に

規定する在学期間については1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第27条第3項、第28条第4項及び第30条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第28条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（修了の認定）

第35条 第32条第1項、第3項、第4項、第5項及び第6項に規定する修了の認定は、その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

（学位の授与）

第36条 本大学院の研究科を修了した者には、その研究科の課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の修士、博士及び専門職学位（実務法学研究科を修了した者に授与する学位を除く。）の学位には、修了した研究科の区分に応じ、専攻分野の名称を付記するものとする。

（論文博士）

第37条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

（学位に関する規則）

第38条 第32条第1項、第3項及び第4項に規定する学位論文の審査及び最終試験の方法、第36条第2項の学位に付記する専攻分野の名称並びに前条に規定する博士論文の審査及び学力の確認その他大学院が授与する学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

第9章 再入学、移籍、転入学、進学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（再入学）

第39条 本大学院の研究科を学則第70条の規定により退学した者又は学則第71条第1号若しくは第4号の規定により除籍された者で、本大学院の同一の研究科に再入学することを志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、その研究科の相当年次に入学することを許可することが

ある。

(移籍)

第 4 0 条 本大学院の学生で、本大学院の他の研究科に移籍することを志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、その研究科の相当年次に移籍することを許可することがある。

(転入学)

第 4 1 条 他の大学の大学院に在学している者及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。)で、本大学院の研究科に転入学することを志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、その研究科の相当年次に転入学することを許可することがある。

(再入学等の場合の単位の取扱い等)

第 4 2 条 前 3 条の規定により、再入学、移籍又は転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その研究科が認定する。

(進学)

第 4 3 条 本大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き博士後期課程又は医学・歯学の博士課程に進学することを志願する者がある場合は、選考の上、進学することを許可する。

(休学、復学、転学、留学、退学及び除籍)

第 4 4 条 本大学院における学生の休学、復学、転学、留学、退学及び除籍については、学則第65条から第71条までの規定を準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる学則の規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第65条 第67条第3項 第68条 第69条第1項 第70条第2項	学部の学部長	研究科の研究科長
第66条第1項	学部の修業年限	研究科の課程の標準修業年限
第66条第2項 第69条第2項 第71条第2号	第40条	大学院学則第16条
第68条	他の大学	他の大学の大学院

第69条第1項	外国の大学等	外国の大学院等
第69条第2項	第39条第1項	大学院学則第15条
	修業年限	標準修業年限
第71条本文	学部の教授会の議を経て，学部長	研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て，研究科長
第71条第3号	第66条第1項ただし書に規定する休学期間	休学期間が大学院学則第15条に規定する標準修業年限

第10章 表彰及び懲戒

(表彰及び懲戒)

第45条 本大学院における学生の表彰及び懲戒については，学則第72条及び第73条の規定を準用する。この場合において，学則第72条及び第73条中「学部長」とあるのは「研究科長」と，「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会」と，学則第72条中「学部」とあるのは「研究科」と，それぞれ読み替えるものとする。

第11章 検定料，入学料及び授業料

(検定料，入学料及び授業料)

第46条 本大学院における検定料，入学料及び授業料の額，徴収の時期，免除，徴収猶予等については，学則第74条から第79条までの規定を準用する。この場合において，学則第74条中「本学の学部」とあるのは「本大学院の研究科」と読み替えるものとする。

第12章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生

(科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生)

第47条 科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生については，学則第80条から第84条までの規定を準用する。この場合において，次の表の第1欄に掲げる学則の規定中同表の第2欄に掲げる字句は，それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
第80条 第81条	本学の学生	本大学院の学生
第80条 第84条	本学の学部	本大学院の研究科

研究科	専攻	課程		学位		課程		学位		
		課程	課程	課程	課程	課程	課程	課程	課程	
教育学研究科	学校教育専攻	20			20			20		
	教育実践開発コース	10			10			10		
	教科教育専攻	64			64			64		
	計	94			94			94		
現代社会文化研究科	現代文化論専攻	30			30			30		
	共生社会論専攻	40			40			40		
	社会文化論専攻	30			30			30		
	現代マネジメント専攻	20			20			20		
	人間形成文化論専攻		12			12			12	
	地域社会形成論専攻		24			24			24	
	国際社会形成論専攻		24			24			24	
計	120	60		120	60		120	60		
自然科学研究科	自然構造科学専攻	126	51		126	51		126	51	
	材料生産システム専攻	268	57		268	57		268	57	
	生命・食料科学専攻	146	51		146	51		146	51	
	環境共生科学専攻	156	45		156	45		156	45	
	数理・情報電子工学専攻	216			216			216		
	人間支援科学専攻	62			62			62		
	情報理工学専攻		63			63			63	
計	974	267		974	267		974	267		
保健学研究科	保健学専攻	40	18		40	18		40	18	
医歯学総合研究科	医科学専攻	40			40			40		
	口腔生命福祉学専攻	12	3		12	6		12	9	
	分子細胞医学専攻		88			88			88	
	生体機能調節医学専攻		148			148			148	
	地域疾病制御医学専攻		56			56			56	
	口腔生命科学専攻		124			120			116	
計	52	419		52	418		52	417		
技術経営研究科	技術経営専攻			40			40		40	
実務法学研究科	実務法学専攻			180			180		180	
合計		1,280	764	220	1,280	763	220	1,280	762	220

附 則

この大学院学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成17年5月27日から施行する。ただし、第19条における薬学に関する規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この大学院学則の施行の際、現に在籍する学生の改正前に履修した授業科目の認定は、改正後の第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成22年4月1日から施行する。

新潟大学学位規則（案）

〔平成16年4月1日〕
規則第30号

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟大学学則（平成16年学則第1号）第61条第2項及び新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号）第38条の規定に基づき、新潟大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条 本学が授与する学位の種類は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

（学位授与の要件等）

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

5 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

（授与する学位）

第4条 前条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき本学が授与する学位は、その学位を授与される者が卒業した学部又は修了した研究科の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。この場合において、学士、修士、博士及び修士（専門職）の学位には同表右欄に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	学位を授与される者が卒業した学部又は修了した研究科	付記する専攻分野の名称
学士	人文学部 教育学部 法学部 経済学部	文学 教育学，人間科学，生活科学， 健康スポーツ科学又は芸術 法学 経済学

	理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部	理学 医学，看護学又は保健学 歯学又は口腔保健福祉学 工学 農学
修 士	教育学研究科 現代社会文化研究科 自然科学研究科 保健学研究科 医歯学総合研究科	教育学 文学，法学，行政学，経済学， 公共経営学，経営学又は学術 学術，理学，工学又は農学 保健学 医科学又は口腔保健福祉学
博 士	現代社会文化研究科 自然科学研究科 保健学研究科 医歯学総合研究科	学術，文学，法学，経済学又は 教育学 学術，理学，工学又は農学 保健学 医学，歯学，口腔保健福祉学又 は学術
修 士 (専 門 職)	技術経営研究科	技術経営
法務博士 (専 門 職)	実務法学研究科	

2 前条第4項の規定に基づき本学が授与する博士の学位には，その学位に係る博士論文の内容に応じ，前項の表の現代社会文化研究科，自然科学研究科，保健学研究科及び医歯学総合研究科を修了した者に授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称と同一のものを付記するものとする。

第2章 学士の学位の授与

(学士の学位の授与)

第5条 学部長は，教授会の議を経て，その学部を卒業し，学士の学位を授与すべき学生と認定したときは，学位（学士）授与認定報告書により，学長に報告するものとする。

2 学長は，前項の報告に基づき，学士の学位記を交付する。

第3章 在学者の学位論文審査等の手続

(在学者の学位論文審査出願等の手続)

第6条 第3条第2項又は第3項の規定に基づき，修士論文又は博士論文の審査及

び最終試験を受けようとする学生は、所属する研究科が別に定める期日までに、論文審査出願書に学位論文及びその研究科が定める書類を添え、その研究科の研究科長に提出しなければならない。

(審査委員等)

第7条 研究科長は、前条の規定に基づき提出された論文審査出願書及び学位論文を受理したときは、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)にその学位論文の審査及び最終試験を付託するものとする。

2 教授会等は、審査する学位論文ごとに、その研究科に属する教授のうちから3人以上の者(必要がある場合には、准教授、講師又は助教を含めることができる。)を審査委員(主審1人及び副査2人以上とする。第10条第3項において同じ。)として選出し、その学位論文の審査及び最終試験に当たらせるものとする。

3 研究科長は、教授会等が審査のため必要があると認めたときは、前項の審査委員に加えて、その研究科若しくは本学大学院の他の研究科の教員又は他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(最終試験)

第8条 第3条第2項及び第3項の最終試験は、学位論文の審査が終了した後に、その学位論文を中心としてこれに関連のある専門分野について、筆記、口述等の方法により行うものとする。

第4章 博士課程を経ない者の博士論文審査等の手続

(博士課程を経ない者の博士論文審査出願等の手続)

第9条 第3条第4項の規定に基づき、本学大学院に博士論文の審査を申請し、及び本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)を受けようとする者は、博士論文審査申請書、博士論文及びその他の別に定める書類を学長に提出するとともに、本学が定める額の審査手数料を納付しなければならない。

2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し、かつ、博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、本学大学院に博士論文の審査を申請し、及び学力の確認を受けようとするときも前項の規定による。この場合において、その者が退学後1年以内の者であるときは、審査手数料の納付は要しないものとする。

3 納付した審査手数料は、還付しない。

(審査委員等)

第10条 学長は、前条の規定に基づき提出された博士論文審査申請書及び博士論文を受理したときは、その博士論文の主題等に応じて博士課程の研究科のうちから一の研究科を指定し、その研究科の研究科長にその博士論文の審査及び学力の

確認を委嘱するものとする。

- 2 研究科長は、前項の委嘱を受けたときは、その研究科の教授会にその博士論文の審査及び学力の確認を付託するものとする。
- 3 教授会は、前項の付託を受けたときは、その博士論文の主題等に応じて、その研究科に属する教授のうちから3人以上の者（必要がある場合には、准教授、講師又は助教を含めることができる。）を審査委員として選出し、その博士論文の審査及び学力の確認に当たらせるものとする。
- 4 学長は、教授会が審査のため必要があると認めるときは、前項の審査委員に加えて、その研究科若しくは本学大学院の他の研究科の教員又は他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

（学力の確認）

第11条 学力の確認は、その博士論文を中心としてこれに関連のある専門分野及び外国語について、筆記、口述等の方法により行うものとする。

- 2 前項の外国語の種類等については、その研究科の教授会の定めるところによる。
- 3 第9条第2項本文の規定に該当する者で、本学大学院の博士課程の研究科が別に定める年限以内に学位論文を提出し、審査を受ける者については、前2項の学力の確認を免除することができる。

第5章 修士及び博士の学位の授与

（提出する学位論文等）

第12条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。

- 2 学位論文の審査のため必要があるときは、その学位論文の翻訳、その学位論文の内容に関係のある模型、標本等の参考資料を提出させることがある。
- 3 提出された学位論文は、返還しない。

（審査期間）

第13条 第6条の規定に基づき提出された学位論文の審査及び最終試験は、その学位論文を提出した学生の在学期間内に終了するものとする。

- 2 第9条第1項及び第2項の規定に基づき提出された博士論文の審査及び学力の確認は、その博士論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

（審査結果の報告）

第14条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、文書をもって教授会等に報告するものとする。

(学位授与の議決)

第15条 教授会等は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべきか否かを審議し、議決するものとする。

2 前項の議決は、教授会等の構成員の半数以上であってその定める割合以上の出席を要し、出席した構成員の半数以上であってその定める割合以上の賛成がなければならない。

(修士又は博士の学位の授与)

第16条 研究科長は、前条の議決に基づき、修士又は博士の学位を授与すべき者と認定したときは、修士の学位を授与すべき者にあつては、学位(修士)授与認定報告書により、博士の学位を授与すべき者にあつては、次に掲げる書類により、学長に報告するものとする。

- (1) 学位(博士)授与認定報告書
- (2) 博士論文の要旨及び審査結果の要旨
- (3) 最終試験又は学力の確認の結果の要旨

2 学長は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位記を交付する。

第6章 専門職学位の授与

(専門職学位の授与)

第17条 研究科長は、教授会の議を経て、研究科を修了し、専門職学位を授与すべき者と認定したときは、専門職学位授与認定報告書により、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告に基づき、専門職学位の学位記を交付する。

第7章 補則

(論文要旨等の公表)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に所定の報告をするとともに、その博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及びその審査の結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の印刷公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文を印刷公表しなければならない。ただし、その学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、その教授会等の承認を受けて、その博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、その研究科長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第20条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、学位の名称の次に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第21条 本学の修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、その教授会等の議を経て、その学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等の様式)

第22条 学士、修士及び博士並びに専門職学位の学位記、第5条の学位(学士)授与認定報告書、第16条の学位(修士)授与認定報告書、同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類の様式及び第17条の専門職学位授与認定報告書は、別記様式第1号から別記様式第12号までのとおりとする。

(研究科規程等への委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各研究科が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 教育学部、人文科学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学研究科及び歯学研究科に係る学位及び専攻分野の名称並びに現代社会文化研究科に平成15年度以前に入学した学生に係る専攻分野の名称は、第4条第1項の規定にかかわらず、なお新潟大学学位規則(平成4年規則第9号)の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 教育人間科学部に係る学位に付記する専攻分野の名称は、第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第22条関係）

第22条の規定による学位記の様式（一部省略）

（大学を卒業した場合）

		第 号	
学 位 記			
大 学 印		氏 名	
		年 月 日 生	
本学 学部 学科（課程）所定の課程を修めて本学を卒業したこ			
とを認め学士（ ）の学位を授与する			
平成 年 月 日			
		新潟大学 学部長	印
		新 潟 大 学 長	印

（注）用紙の大きさは、A3判（縦 420mm 横 297mm）とする。

別記様式第2号（第22条関係）

第22条の規定による学位記の様式（一部省略）

（大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した場合）

新大院修（ ）第		号
学	位	記
本籍（都道府県名）		
氏		名
年	月	日生
本学大学院	研究科	専攻の修士（博士前期）課程において所定
の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（		
）の学位を授与する		
平成	年	月 日
新潟大学		大学印

（注）用紙の大きさは，A3判（縦 420mm 横 297mm）とする。

別記様式第3号（第22条関係）

第22条の規定による学位記の様式（一部省略）

（大学院の博士課程を修了した場合）

新大院博（ ）第			号
学 位 記			
本籍（都道府県名）			
氏		名	
年		月	日生
本学大学院	研究科	専攻の博士課程において所定の単位を修得	
し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（ ）の学位を授			
与する			
平成		年	月 日
新 潟 大 学		大 学 印	

（注）用紙の大きさは，A3判（縦 420mm 横 297mm）とする。

別記様式第4号（第22条関係）

第22条の規定による学位記の様式（一部省略）

（論文提出による博士の場合）

新大博（ ）第		号
学	位	記
本籍（都道府県名）		
氏		名
年	月	日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（		
）の学位を授与する		
平成	年	月 日
新潟大学		大学印

（注）用紙の大きさは，A3判（縦 420mm 横 297mm）とする。

別記様式第5号（第22条関係）

第22条の規定による学位記の様式（一部省略）

（専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した場合）

		新大院専門職（ ）第		号
学 位 記				
本籍（都道府県名）				
		氏	名	
		年	月	日生
本学大学院	研究科	専攻の専門職学位課程を修了したので		
修士（専門職）の学位を授与する				
平成		年	月	日
新潟大学			大学印	

（注）用紙の大きさは，A3版（縦 420mm 横 297mm）とする。

別記様式第 6 号（第22条関係）

第22条の規定による学位記の様式（一部省略）

（専門職学位課程（法科大学院の課程）を修了した場合）

新大院専門職（法）第		号
学	位	記
本籍（都道府県名）		
氏		名
年	月	日生
本学大学院実務法学研究科実務法学専攻の専門職学位課程を修了したので		
法務博士（専門職）の学位を授与する		
平成	年	月 日
新潟大学		大学印

（注）用紙の大きさは，A 3 判（縦 420mm 横 297mm）とする。

別記様式第7号（第22条関係）
 第22条の規定による学位（学士）授与認定報告書の様式
 学位（学士）授与認定報告書
 学部名：

報告番号	授与年月日	学士の専攻分野の名称	氏名	性別	生年月日	学科（課程）	備考
		学士（ ）					
		学士（ ）					
		学士（ ）					
		学士（ ）					
		学士（ ）					
		学士（ ）					
		学士（ ）					
		学士（ ）					
		学士（ ）					
		学士（ ）					

備考

- 1 報告番号は、学部ごとに授与した学位の一連番号とする。
- 2 用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第8号（第22条関係）学位（修士）授与認定報告書の様式
 第22条の規定による学位（修士）授与認定報告書
 研究科名：

報告番号	授与年月日	修士の専攻分野の名称	氏名 (ふりがな) 生年月日	性別	修士論文名	本籍 (都道府県)	最終卒業学校名	備考
		修士()						
		修士()						
		修士()						
		修士()						
		修士()						
		修士()						
		修士()						
		修士()						
		修士()						
		修士()						

備考

- 1 報告番号は、修士の学位に付記する専攻分野の名称の別に一連番号とする。
- 2 学位授与の認定をされた者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 修士論文名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を()を付して記入すること。
- 4 用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第9号(第22条関係)
第22条の規定による学位(博士)授与認定報告書の様式
学位(博士)授与認定報告書
研究科名:

報告番号	博士の専攻分野の名称	学位授与の認定をされた者			博士課程の修了等の状況			博士論文名	授定年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		氏名 (ふりがな)	性別	生年月日	本籍 (都道府県)	大学院名	研究科 (専攻)名				
甲第号	博士()										
甲第号	博士()										
甲第号	博士()										
甲第号	博士()										
甲第号	博士()										
甲第号	博士()										
甲第号	博士()										
甲第号	博士()										
甲第号	博士()										

備考

- 1 報告番号は、博士の学位に付記する専攻分野の名称の別に一連番号とし、第3条第3項によるものについては「甲第号」、同条第4項によるものについては「乙第号」とすること。
- 2 学位授与の認定をされた者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を()を付して記入すること。
- 4 用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第10号（第22条関係）
 第22条の規定による専門職学位（法科大学院の課程を除く。）授与認定報告書の様式
 専門職学位授与報告書
 研究科名：

報告番号	授与年月日	専門職学位	氏名 (ふりがな)	性別	生年月日	本籍 (都道府県)	最終卒業学校名	備考
		修士(専門職)						
		修士(専門職)						
		修士(専門職)						
		修士(専門職)						
		修士(専門職)						
		修士(専門職)						
		修士(専門職)						
		修士(専門職)						
		修士(専門職)						
		修士(専門職)						

備考

- 1 報告番号は、一連番号とする。
- 2 学位授与の認定をされた者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第11号（第22条関係）
 第22条の規定による専門職学位（法科大学院の課程）授与認定報告書の様式
 専門職学位授与認定報告書
 研究科名：

報告番号	授与年月日	専門職学位	氏名 (ふりがな)	性別	生年月日	本籍 (都道府県)	最終卒業学校名	備考
		法務博士(専門職)						
		法務博士(専門職)						
		法務博士(専門職)						
		法務博士(専門職)						
		法務博士(専門職)						
		法務博士(専門職)						
		法務博士(専門職)						
		法務博士(専門職)						
		法務博士(専門職)						
		法務博士(専門職)						

備考

- 1 報告番号は、一連番号とする。
- 2 学位授与の認定をされた者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第12号（その1）（第22条関係）

第22条の規定による博士論文の要旨及び審査結果の要旨の様式（その1）

博士論文の要旨及び審査結果の要旨	
氏名	
学位	博士（ ）
学位記番号	新大
学位授与の日付	平成 年 月 日
学位授与の要件	学位規則第 条第 項該当
博士論文名	
論文審査委員	主査 副査
博士論文の要旨	
審査結果の要旨	

備考

- 1 学位の（ ）内には，博士の学位に付記する専攻分野の名称を記入すること。
- 2 博士論文名が外国語で表示されている場合には，日本語訳を（ ）を付して記入すること。
- 3 論文審査委員の氏名の前に，職名を記入すること。
- 4 浄書は，原則としてワープロ印刷とする。
- 5 用紙の大きさは，A4判とする。

別記様式第12号（その2）（第22条関係）

第22条の規定による博士論文の要旨及び審査結果の要旨の様式（その2）

議 決 調 書

博士論文審査等出願者氏名

- 1 教授会等
開 催 年 月 日 平成 年 月 日
- 2 課 程 修 了 者 又 は
博 士 論 文 提 出 者
の 別
- 3 審 査 機 関 の 名 称 審査委員会
及 び 組 織 委員 人（主査1人，副査 人）
- 4 判 定 等
(1) 判 定 組 織 の 名 称 新潟大学大学院 教授会等
(2) 判 定 方 法
(3) 委 員 定 数 人
(4) 当 日 出 席 者 数 人
(5) 学 位 授 与 認 定 同 意 者 数 人
- 5 博 士 論 文 発 表 の 年 月 日 平成 年 月 発行

備考 用紙の大きさは，A4判とする。

新潟大学大学院医歯学総合研究科規程（案）

〔平成16年4月1日〕
院医歯規程第1号

（趣旨）

第1条 新潟大学大学院医歯学総合研究科（以下「研究科」という。）の教育方法，学生の履修方法，修了の要件等に関し必要な事項については，新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（課程及び専攻）

第2条 研究科の課程は，修士課程，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程（以下「医学・歯学の博士課程」という。）とし，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

2 研究科に置く専攻は，別表第1に掲げるとおりとする。

（教育研究の目的）

第2条の2 研究科は，先端生命科学を担う研究者，疾病の診断・治療に役立つ探索型医療研究者及び高度医療・保健指導を担当できる専門職業人を養成することを目的とする。

研究科の各専攻の目的は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 医科学専攻は，医学，歯学及び獣医学部以外の卒業生を対象とし，医学，生命科学を基礎とした医科学教育・研究活動を行い，生命科学の進展・拡大に伴い発現しているテーラーメイド医療，再生医療，情報化社会に適合した地域医療等の課題を探索し，医療・福祉分野での基礎的医学研究者及び高度専門職業人を養成する。
- (2) 口腔生命福祉学専攻の博士前期課程は，口腔を中心とした生命医療科学を基盤とし，保健医療福祉制度を含む実践的な社会福祉学領域との統合的・学際的研究を推進するとともに，これらの分野における高度かつ統合的な学識と技術力を持つ研究者及び高度専門職業人を養成する。
- (3) 口腔生命福祉学専攻の博士後期課程は，摂食・口腔機能の維持向上，安心・安全な食介護の推進に関し，口腔を中心とした生命医療科学を基盤としながら，保健・医療と社会福祉学領域等との学際的研究を推進できる指導的教育研究者及び地域・国際社会において指導的役割を果たせる高度専門職業人を養成する。

- (4) 分子細胞医学専攻は、疾患を分子細胞生物学的手法で解析する研究を行い、疾患の予防法、治療法を開発するとともに、分子細胞医学に関わる先端生命科学、応用専門医学、境界領域医学の研究者及び高度医療専門職業人を養成する。
- (5) 生体機能調節医学専攻は、生体を臓器、器官の面から総合的に捉え、生体機能、病態を解析する研究を行い、疾患の予防法、治療法を開発するとともに、生体機能調節医学に関わる先端生命科学、応用専門医学、境界領域医学の研究者及び高度医療専門職業人を養成する。
- (6) 地域疾病制御医学専攻は、疾病を社会、空間、時間などとの関連から分析する研究を行い、少子高齢化、情報化社会に対応する地域的疾患の予防法、制御法を開発するとともに、地域疾病制御医学に関わる先端生命科学、応用専門医学、境界領域医学の研究者及び高度医療専門職業人を養成する。
- (7) 口腔生命科学専攻は、口腔科学に関する教育・研究に取り組み、自ら研究課題を開拓し、独創的な研究を遂行する能力のある研究者及び科学的基盤をもち超高齢社会で指導者となる高度医療専門職業人を育成する。

(選抜試験)

第3条 研究科に入学を志願する者については、選抜試験を行い、選考するものとする。

2 選抜試験及び選考方法に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第4条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 博士前期課程は、授業科目を共通基礎必修科目及び専門選択科目に区分する。

3 博士後期課程は、授業科目を必修コースワーク科目、専門展開科目及び研究指導に区分する。

4 医学・歯学の博士課程は、授業科目を専攻共通必修科目、専攻共通選択必修科目及び専攻個別科目に区分する。

(教育方法の特例)

第5条 教授会が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

2 前項に規定する教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条 学生が、大学院学則第31条の規定による長期にわたる教育課程の履修を申し出たときは、教授会の議を経て、その履修を認めることができる。

2 前項の長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第7条 修士課程の授業科目及びその単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 博士前期課程の授業科目及びその単位数は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 博士後期課程の授業科目及びその単位数は、別表第4に掲げるとおりとする。

4 医学・歯学の博士課程の授業科目及びその単位数は、別表第5に掲げるとおりとする。

(履修方法等)

第8条 修士課程の学生は、前条第1項に定める授業科目について、合計30単位を修得しなければならない。

2 博士前期課程の学生は、前条第2項に定める授業科目について、共通基礎必修科目から10単位及び専門選択科目から20単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

3 博士後期課程の学生は、前条第3項に定める授業科目について、必修コースワーク科目から4単位、専門展開科目から4単位以上及び研究指導4単位の合計12単位以上を修得しなければならない。

4 医学・歯学の博士課程(口腔生命科学専攻を除く。)の学生は、前条第4項に定める授業科目について、所属する専攻が開設する共通科目から6単位(講義2単位、演習2科目4単位以上)以上及び個別科目から20単位以上並びに研究科が開設する個別科目から4単位以上、合計30単位以上を、原則として第3年次末までに修得しなければならない。

5 医学・歯学の博士課程のうち口腔生命科学専攻の学生は、前条第4項に定める授業科目について、当該専攻が開設する共通科目から9単位(必修科目5単位、選択必修科目4単位以上)以上を含む合計30単位以上を、原則として第3年次末までに修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第9条 研究科における授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第9条の2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条に規定する基準を考慮して定めるものとする。

(指導教員)

第10条 学生には、研究指導を担当する主指導教員及び副指導教員(以下「指導教員」という。)を定めるものとする。

- 2 主指導教員は、学生の専攻分野に応じた当該課程を担当する教授又は准教授とする。ただし、教授会が必要と認めるときは、学生の専攻分野に応じた当該課程を担当する講師又は助教をもって代えることができる。
- 3 副指導教員は2人とし、学生の専攻分野に応じた当該課程を担当する教授、准教授、講師又は助教とする。

(履修計画)

第11条 学生は、入学後1か月以内に指導教員の指導の下に、研究題目及び履修する授業科目を定め、所定の履修計画書を研究科長に提出しなければならない。

- 2 学生は、毎学年の始めに、指導教員の指導の下に、その年度に履修する授業科目を定め、所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

(授業科目の修了の認定及び単位の授与)

第12条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての出席状況が十分であると認められた者について、試験又は研究報告等により行うものとし、合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 病気その他やむを得ない事由により、前項の試験を受けることができない者については、追試験を行うことができる。
- 3 第1項に規定する試験の結果、不合格となった者については、再試験を行うことができる。

(学位論文の提出)

第13条 学位論文を提出しようとする者は、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

- 2 博士後期課程において学位論文を提出しようとする者は、研究科に2年以上在学し、かつ、第8条第3項に定める単位を修得した者又は修得見込みの者でなければならない。ただし、第15条第2項ただし書に該当する場合には、この限りでない。
- 3 医学・歯学の博士課程において学位論文を提出しようとする者は、研究科に3年以上在学し、かつ、第8条第4項又は第5項に定める単位を修得した者又は修得見込みの者でなければならない。ただし、第15条第3項ただし書に該当する場合には、この限りでない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第14条 学位論文の審査及び最終試験については、新潟大学学位規則(平成16年規則第30号。以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

(修了の要件)

第15条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、研究科に2年以上在学し、第8条第1項又は第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた

上，当該課程の目的に応じ，研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，大学院学則第32条第1項ただし書による優れた業績を上げた者として教授会が認めた者については，研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は，研究科に3年以上在学し，第8条第3項に定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者として教授会が認めた者については，大学院学則第32条第2項ただし書にさ定める期間在学すれば足りるものとする。

3 医学・歯学の博士課程の修了の要件は，研究科に4年以上在学し，第8条第4項又は第5項に定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，大学院学則第32条第3項ただし書による優れた研究業績を上げた者として教授会が認めた者については，研究科に3年以上在学すれば足りるものとする。

（修了の認定）

第16条 前条に規定する修了の認定は，教授会の議を経て，研究科長が行う。

（学位の授与）

第17条 前条により修了と認定された者には，学位規則の定めるところにより修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の修士の学位に付記する専攻分野の名称は，「医科学」又は「口腔保健福祉学」とし，博士の学位に付記する専攻分野の名称は，「医学」，「歯学」，「口腔保健福祉学」又は「学術」とする。

（雑則）

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は，教授会が別に定める。

附 則

1 この規程は，平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については，なお新潟大学大学院医歯学総合研究科規程（平成13年院医歯規程第1号）の例による。

附 則

1 この規程は，平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については，なお従前の例による。

附 則

1 この規程は，平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については，なお従前

の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。ただし、施行の日に現に博士課程口腔生命科学専攻に在学する学生は、改正後の別表第3に規定する授業科目のうち「口腔健康科学特論」、「基礎摂食・嚥下学」、「摂食環境制御学特論」及び「顎顔面再建学特論」を履修し、修了に必要な単位として加えることができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在口腔生命福祉学専攻に在学し、同日以降引き続き同課程に在学する学生は、施行の日から同専攻博士前期課程に在学するものとし、その履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

研究科の課程及び専攻

課 程	専 攻
修士課程	医 科 学 専 攻
博士前期課程	口腔生命福祉学専攻
博士後期課程	
医学・歯学の博士課程	分子細胞医学専攻
	生体機能調節医学専攻
	地域疾病制御医学専攻
	口腔生命科学専攻

別表第2（第7条関係）

修士課程の授業科目及び単位数

医科学専攻

科 目	単 位	備 考
人体の構造	2	
分子細胞医科学	2	
病気とその原因	2	
脳と心の医科学	2	
医学と社会	2	
感染と免疫	2	
医科学研究法	2	
臨床医学入門	2	
医科学総合演習	4	
医科学研究特論	10	

別表第3（第7条関係）

博士前期課程の授業科目及び単位数

口腔生命福祉学専攻

区 分	科 目	単 位	備 考	
共通基礎必修科目	口腔保健福祉学研究論	4		
	生命医療科学総論	2		
	口腔保健医療福祉援助学総論	2		
	口腔機能管理支援学総論	2		
専門選択科目	口腔保健推進学領域系	一般口腔保健管理学A	2	
		一般口腔保健管理学B	2	
		特殊口腔保健管理学A	2	
		特殊口腔保健管理学B	2	
		摂食嚥下機能評価支援学A	2	
		摂食嚥下機能評価支援学B	2	
		口腔保健医療政策学A	2	
		口腔保健医療政策学B	2	
		口腔保健推進学領域特別研究	8	
		専門選択科目	口腔医療福祉援助学領域系	口腔医療福祉政策学A
口腔医療福祉政策学B	2			
地域口腔保健医療福祉ネットワーク論B	2			
地域口腔保健医療福祉計画B	2			
口腔医療福祉援助技術論A	2			
口腔医療福祉援助技術論B	2			
高齢者・障害者口腔援助学A	2			
高齢者・障害者口腔援助学B	2			
口腔医療福祉援助学領域特別研究	8			

別表第4（第7条関係）

博士後期課程の授業科目及び単位数

口腔生命福祉学専攻

区 分	科 目	単 位	備 考
必修コースワーク 科目	口腔保健福祉学研究ベーシックコース	2	
	アカデミックリーディング	1	
	実践統計学ベーシックコース	1	
専門展開科目	口腔保健管理学特論	2	
	摂食嚥下機能評価支援学特論	2	
	口腔保健福祉援助学特論	2	
	地域口腔保健福祉学特論	2	
	アカデミックライティング	2	
	アカデミックリーディング	1	
研究指導	口腔保健福祉学特定研究	4	

別表第5（第7条関係）

医学・歯学の博士課程の授業科目及び単位数

1 分子細胞医学専攻

区 分	科 目	単 位	備 考
専攻共通必修科目	ライフサイエンス研究概論	2	
専攻共通選択必修科目	動物実験法演習	2	
	分子生物学演習	2	
	細胞機能研究法演習	2	
	組織構造研究法演習	2	
専攻個別科目	遺 分子病因遺伝学	4	
	伝 ゲノム医学	4	
	子 ゲノム医学演習	4	
	制 分子細胞病理学	4	
	御 分子細胞病理学演習	4	
	遺伝子治療学	4	
	遺伝子治療学演習	4	
	放射線腫瘍学	4	
	ゲノム薬理学	4	
	蛋白質構造特論	4	
	分子消化器癌診断学	4	
	腫瘍制御学	4	
	分子精神医学	4	
	シ 分子生体制御学	4	
	グ 分子生体制御学演習	4	
	ナ 分子薬理学	4	
	ル 分子薬理学演習	4	
	伝 高次情報薬理学	4	
	達 分子情報制御学	4	
	神経分子尿路科学	4	

細胞機能	超微構造機能学	4
	超微構造機能学演習	4
	分子機能細胞学	4
	腫瘍病理学	4
	腫瘍病理学演習	4
	病態細胞学	4
	分子病態構造学	4
	免疫制御病理学	4
	シグナル分子制御学	4
	シグナル分子制御学演習	4
	肝臓病態構造学	4
	皮膚病態解析学	4
	皮膚病態解析学演習	4
	皮膚機能構造学	4
	皮膚機能構造学演習	4
	皮膚免疫病理学	4
	皮膚腫瘍分子制御学	4
	器官発生遺伝子構造診断学	4
	器官発生遺伝子構造診断学演習	4
分子情報医学	高次神経機能学	4
	神経化学	4
	脳神経腫瘍病態学	4
	脳神経腫瘍病態学演習	4
	脳神経疾患の分子医学	4
	脳神経疾患の分子医学演習	4
	神経免疫学	4
	神経細胞情報学	4
	神経細胞栄養学	4
	脳腫瘍病態制御学	4
	脳腫瘍病態制御学演習	4
	脳血管病態制御学	4
	実験動物学	4

2 生体機能調節医学専攻

区 分		科 目	単 位	備 考
専攻共通必修科目		生体調節研究概論	2	
専攻共通選択必修科目		生体機能研究法演習	2	
		移植医学演習	2	
		脳機能イメージング演習	2	
		器官臓器実験法演習	2	
専攻個別科目	内 部 環 境 医 学	液性調節病態学	4	
		液性調節病態学演習	4	
		液体調節病態学演習	4	
		呼吸調節病態学	4	
		発達病態解析学	4	
		発達病態解析学演習	4	
		発達病態解析学演習	4	
		発達内部環境病態学	4	
		神経・液性調節連関学	4	
		体液情報医学	4	
		代謝病態解析学	4	
		器 官 制 御 医 学	循環病態学	4
	循環病態学演習		4	
	情報循環調節学		4	
	心筋制御学		4	
	心筋制御学演習		4	
	循環補助学		4	
	生体制御学		4	
	生体制御学演習		4	
	生体制御学演習	4		
生体侵襲制御学	4			
生体侵襲制御学演習	4			
病態器官構造学	4			

機 能 再 建 医 学	移植再建生理学	4	
	変異形態学	4	
	変異形態学演習	4	
	病態制御再建学	4	
	病態制御再建学演習	4	
	泌尿器病態調節学	4	
	移植臓器機能調節学	4	
	移植臓器機能調節学演習	4	
	移植・再生医学	4	
	造血細胞移植学	4	
	血液免疫学	4	
	止血・血栓学	4	
	運動機能制御再建学	4	
	運動機能制御再建学演習	4	
	骨代謝調節学	4	
	人工関節学	4	
	新生児機能再建学	4	
	新生児機能再建学演習	4	
	小児腫瘍病態制御学	4	
	腫瘍病態制御学	4	
腫瘍動態調節学	4		
感 覚 統 合 医 学	高次脳形態学	4	
	高次脳形態学演習	4	
	高次統合生理学	4	
	高次統合生理学演習	4	
	精神機能病態学総論	4	
	精神機能病態学演習	4	
	情報処理・認知精神医学	4	
	視覚病態解析学総論	4	
	視覚病態解析学演習	4	
	視覚病態解析学演習	4	
	感覚情報病態学	4	
	感覚情報病態学演習	4	

	脳機能画像医学	4	
	視覚定位行動学	4	
	生体計測制御論	4	
	生体情報工学	4	
腎 科 学	腎疾患解析分子病理学	4	
	腎糸球体細胞構築学	4	
	微小循環病態学	4	
	微小血管生物学	4	
	腎病態制御学	4	
	腎糸球体免疫病態学	4	
可 塑 性 機 能 制 御	細胞・組織情報伝達学	4	
	感覚運動系機能医学	4	
	シナプス可塑性機構論	4	
	聴覚生理学概論	4	
	神経遺伝病理学総論	4	
	神経遺伝病理学演習	4	
	脳機能解析学	4	
	脳機能解析学演習	4	
	脳機能解析学演習	4	

3 地域疾病制御医学専攻

区 分	科 目	単 位	備 考	
専攻共通必修科目	地域疾病制御概論	2		
専攻共通選択必修科目	医療統計学演習	2		
	感染学演習	2		
	免疫学研究法演習	2		
	理論疫学演習	2		
専攻個別科目	国 際 感 染 医 学	ウイルス制御学	4	
		ウイルス制御学演習	4	
		細胞免疫学	4	
		細胞免疫学演習	4	
		寄生虫感染制御学	4	
		感染症対策論	4	
		感染症対策論演習	4	
		宿主・新興再興病原因子関係論	4	
		国際感染症制御学	4	
		国際感染症制御学演習	4	
		国際医療計画学	4	
		国際医療計画学演習	4	
		臨床感染症制御学	4	
	地 域 予 防 医 学	環境医学特論	4	
		環境医学演習	4	
		疫学概論	4	
		疫学演習	4	
		法医病理学概論	4	
		法医病理学演習	4	
		賠償科学特論	4	
		予防医学特論	4	
		予防医学演習	4	
		疫病予測論	4	

	発達予防医学特論 発達予防医学演習 医事法・医療倫理学 医療家族法社会学	4 4 4 4	
総 合 医 療 評 価 学	医療情報学特論 医療統計学特論 医療薬剤学 臨床薬効評価学	4 4 4 4	

4 口腔生命科学専攻

区 分	科 目	単 位	備 考
専攻共通必修科目	実践統計学ベーシックコース	1	
	歯学研究英語	4	
専攻共通選択必修科目	基礎歯学コースワーク	4	
	臨床歯学コースワーク	4	
専攻個別科目	口 口腔環境・感染防御学	4	
	腔 生体用金属材料学特論	4	
	健 歯内疾患制御学特論	4	
	康 歯内疾患制御学演習	4	
	科 う蝕制御管理学演習	4	
	学 国際口腔疫学	4	
	地域口腔保健推進学	4	
	地域口腔保健推進学演習	4	
	口腔成長発達学	4	
	障害者歯科治療学演習	4	
	小児口腔治療学演習	4	
	高齢者顎機能修復学	4	
	歯列機能回復学演習	4	
	高齢者顎機能修復学演習	4	
	顎顔面口腔外科学	4	
	歯科口腔外科学演習	4	
	顎顔面口腔外科学演習	4	
	口腔インプラント学	4	
	口腔インプラント学演習	4	
	口腔成長発達学演習	4	
小児口腔治療学	4		
う蝕制御管理学特論	4		
歯科口腔外科学	4		
医療福祉学演習	4		

	衛生・福祉統計学演習	4	
	歯科補綴応用生体力学演習	4	
	地域保健医療福祉方法論	4	
	口腔保健調査	4	
	高齢者の口腔健康状態と全身の健康状態との関係	4	
	口腔疾患の危険予測	4	
	口腔健康科学特論	2	
摂食環境制御学	顎口腔解剖学	4	
	顎口腔運動機能学	4	
	顎顔面矯正学	4	
	顎顔面成長発育学	4	
	顎顔面矯正学演習	4	
	摂食・嚥下障害治療学演習	4	
	摂食・嚥下障害診断学演習	4	
	歯周治療評価学	4	
	歯周医学演習	4	
	歯周治療評価学演習	4	
	細胞分化・再生制御学	4	
	歯周診断学演習	4	
	顎機能形態治療学演習	4	
	生体防御機能回復学演習	4	
	生体防御機能回復学	4	
	加齢歯科学演習	4	
	歯科医療政策学演習	4	
	顎口腔構造学演習	4	
	組織細胞化学演習	4	
	神経科学演習	4	
	基礎摂食・嚥下学	4	
	口腔組織・発生学特論	4	
	口腔感染制御学演習	4	
	摂食環境制御学特論	2	
顎	硬組織微細構築学	4	

顔 面 再 建 学	硬組織生化学	4
	分子細胞生物学	4
	咬合機能再建学	4
	顎機能評価学	4
	咬合機能再建学演習	4
	口腔分子病理学	4
	顎口腔組織再建外科学	4
	腫瘍制御学演習	4
	顎再建外科学演習	4
	顎機能評価学演習	4
	口腔再建外科学演習	4
	顎顔面放射線学	4
	顎顔面画像診断学演習	4
	顎顔面放射線学演習	4
	歯科侵襲管理学	4
	歯科侵襲制御学演習	4
顎顔面再建学特論	2	

新潟大学大学院医歯学総合研究科教授会規程

平成16年4月1日
院医歯規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学教授会通則(平成16年規則第9号。以下「通則」という。)第9条の規定に基づき、新潟大学大学院医歯学総合研究科教授会(以下「教授会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(教授会の組織)

第2条 教授会は、大学院医歯学総合研究科(以下「研究科」という。)の主担当又は担当を命ぜられている教授をもって組織する。

(議決及び議事)

第3条 教授会は、構成員(海外渡航中の者及び休職中の者を除く。以下同じ。)の過半数の出席により成立する。

2 前項の規定にかかわらず、通則第4条第1項第4号及び第7号に規定する事項を審議する場合は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

3 教授会の議事は、出席構成員の過半数の賛成により議決する。この場合において、議長は、議決に加わらない。

4 前項の場合において可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議案の提出)

第4条 教授会の議案は、議長が提出する。

2 教授会の構成員は、4分の1以上の構成員の賛成を得て、文書をもって教授会の開催を要求することができる。

(議事録の作成及び確認)

第5条 教授会に、議事録を備え、議事の概要を記録し、次回教授会において確認を得るものとする。

(運営会議)

第6条 教授会に、研究科の運営に関する基本方針について協議するため、大学院医歯学総合研究科運営会議を置く。

2 大学院医歯学総合研究科運営会議に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(系別教授会議)

第7条 教授会に、医学系教授会議及び歯学系教授会議(以下「系別教授会議」という。)を置き、通則第4条第1項第2号、第3号、第5号及び第9号に関する事項のうち、医科学専攻、分子細胞医学専攻、生体機能調節医学専攻、地域疾病制御医学専攻及び附属腎研究施設に係る事項については医学系教授会議に、口腔生

命福祉学専攻及び口腔生命科学専攻に係る事項については歯学系教授会議に、それぞれ審議し、議決を行う権限を委任する。

- 2 医学系教授会議は、医科学専攻、分子細胞医学専攻、生体機能調節医学専攻及び地域疾病制御医学専攻を担当する教授をもって組織し、歯学系教授会議は、口腔生命福祉学専攻及び口腔生命科学専攻を担当する教授をもって組織する。
- 3 系別教授会議に議長を置き、医学系教授会議にあつては新潟大学医学部医学科長を、歯学系教授会議にあつては新潟大学歯学部長をもって充てる。
- 4 議長は、当該系別教授会議を主宰する。
- 5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 系別教授会議における審議の結果は、教授会に報告する。
- 7 系別教授会議の議事、議決については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条中「教授会」とあるのは、「系別教授会議」と読み替えるものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、構成員の3分の2以上が出席する教授会において、出席構成員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。